

福祉サービス運営適正化委員会 事業報告

(令和6年度)

福祉サービス運営適正化委員会

( 社会福祉法人
東京都社会福祉協議会)

はじめに

現在、国や東京都においては、身寄りが無い、または身近に頼る親族等のいない高齢者等が増加している状況をふまえ、こうした高齢者等の意思決定や日常生活を支援するしくみづくりについて検討がすすめられています。国の「地域共生社会の在り方検討会議」では、そうした高齢者等に対する相談窓口の充実のほか、入院入所時の手続きや死後事務の支援なども含め、地域生活を送るための支援策として、新事業の創設が協議されています。これらの議論は、今後の地域福祉権利擁護事業の在りかたにも大きな影響があることから、当委員会としても動向を注視する必要があります。

さて、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や「孤立・孤独対策推進法」が新たに施行されました。また、同じく4月に「改正児童福祉法」「改正障害者総合支援法」「改正介護保険法」等も施行されています。いずれにおいても、当事者の自己決定・自己実現を支えるとともに、周囲の理解を促し、人と人とのつながりの中で地域共生社会の実現に向けた取組みをすすめていくという理念が掲げられています。人口減少社会となっている日本では、全産業において雇用の課題はより一層大きく、とりわけ社会福祉分野で働く人材の不足は顕著となっています。各施設・事業所においては、そうした厳しい事業運営の中でも、地域に暮らす方や利用者一人ひとりの思いを尊重し、それぞれが持てる力が発揮できるよう、高いサービスの質を保ち、丁寧な支援に取り組んでいくことが求められています。

当委員会では、令和6年度も、地域福祉権利擁護事業の実施状況の把握と課題提起に努めるとともに、区市町村の苦情対応機関との連携のもと、多くの苦情案件の解決に取り組んできました。利用援助事業合議体では、区市町村社会福祉協議会などの地域福祉権利擁護事業の実施機関及び東京都社会福祉協議会の10か所の現地調査を実施し、利用者への支援の充実と事故防止の観点から支援面、運営面の問題点の改善に向けて課題提起を行いました。また、苦情解決合議体では、900件超の苦情等の相談に応じ、47件について協議し、具体的な解決に向けて調査や改善申入れ等を行いました。

社会の動向や当委員会でのこれまでの取組みをふまえながら、今後も、区市町村の苦情対応と権利擁護に関係する諸機関と協力、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

末尾になりましたが、関係機関、関係者の皆様方の、この一年間のご理解とご協力に深く感謝申し上げます。

福祉サービス運営適正化委員会 委員長

I 運営適正化委員会（本委員会 他）

Ⅰ 福祉サービス運営適正化委員会 委員候補者選考委員会

事項	日時	会場	主な内容等
a 委員会の開催	文書審議 (R6. 9. 25)	—	(ア) 福祉サービス運営適正化委員会候補者の選考について

2 福祉サービス運営適正化委員会（本委員会）

事項	日時	会場	主な内容等
a 委員会の開催	R6. 7. 17 16:00～16:30	オンライン 会議	(ア) 令和5年度事業報告について (イ) 令和6年度事業計画について
b 東京都福祉局との意見交換会の開催	R6. 7. 17 16:30～17:00	オンライン 会議	(ア) 福祉サービス総合支援事業、苦情対応事業の実施状況について（東京都より資料提供）

Ⅱ 利用援助事業合議体

一年をふりかえって

利用援助事業合議体 委員長

東京都における地域福祉権利擁護事業は、平成 28 年度より全区市町村での実施体制が整い、現在の実施機関は 62 団体（61 社協、1 公社）です。令和 6 年度末の相談件数は 245,863 件、契約中件数は 4,300 件で、いずれも昨年度より増加しています。契約中の方は、「認知症高齢者」（54.4%）が最も多く、次いで「精神障害者」（23.8%）、「知的障害者」（12.1%）、「その他」（9.6%）と、精神障害者が一定の割合を占め、昨年度同様の傾向となっています。

こうした中で、当委員会では実施機関 9 か所および東社協地域福祉部を対象に、現地調査を実施しました。結果のあらましは、本資料内に掲載しております。全体的には、各機関とも利用者に対して熱心できめ細かな支援を行っており、事務の管理面についても概ね適切に実施されていたものと評価できます。ただし、以下の点には、引き続き十分ご留意くださいますよう、お願いいたします。

- ① 利用者への適切な支援を行うために実施するモニタリングについては、その重要性を理解し、定期的な実施体制の整備をお願いします。また、生活支援員による支援記録は、支援状況の報告のためだけでなく、利用者の生活課題や希望を把握し、支援の適切さを検証するために重要であることから、支援の質の向上の観点からも、より一層の内容充実が求められます。なお、そうした支援記録や個人情報については、紙、データとも、個人情報保護の観点から管理の徹底が必要です。
- ② 日常的金銭管理サービスや書類等預かりサービスで取り扱う通帳等の出入庫は、複数職員による適切な管理が必要です。今回の調査では、通帳等の日中の保管方法や金庫の鍵の取扱いが適切でない実施機関が複数見られました。また、書類や鍵の管理に関する内規と、実際の取扱いが異なる実施機関もありました。なお、書類等預かりサービスでは、通帳等の出入庫時の目的を明確にして記録することも必要です。制度の根幹を揺るがしかねない万が一の事故発生を想定し、現状を確認、改善し、適切な管理に努めてください。
- ③ 本事業では、専門員・生活支援員による二重のチェック体制をとることで、質的にも量的にも安定的な支援を実現しています。生活支援員の計画的な確保、また研修等を通じた専門員・生活支援員の資質向上の取組みをより一層すすめる必要があります。また、支援を必要とする人に本事業での支援を届けるため、引き続き、事業の積極的な周知と利用者の成年後見制度への移行も見据えた関係機関との連携にご尽力ください。

これらの課題は、事業に対する社会的な信頼を維持し、利用者の権利擁護を推進するためにも重要な事項として、一層のご留意をお願いします。あわせて各実施機関におかれましては、東社協との連携・協働体制を強化しつつ、市民・利用者から信頼される実施体制の確立と質の高いサービスの実現をめざし、引き続きご尽力くださいますようお願いいたします。

国では、地域共生社会の実現に向けた基盤の一つに、地域における権利擁護支援をおいています。また、身近に頼る身寄りのいない高齢者等の増加も背景に、そうした方々への充実した支援体制の構築の検討が進められており、本事業への期待や影響がどのようなものになるのか、注視していく必要があります。こうした中で、区市町村・東京都・国におかれましても、本事業の安定的な運営体制の確立のため、今後も引き続きのご理解とご支援をお願いいたします。

I 東京における地域福祉権利擁護事業の実施体制

令和7年3月末現在

実施形態	実施団体及び対応地域
区市町村単位で単独実施 (61 社協、1 福祉公社)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 *原則として各区市町村の社会福祉協議会が実施。 武蔵野市は福祉公社が実施。

計 62 団体で実施

〔専門員・生活支援員数〕 ※令和7年3月末現在

	専 門 員 数					生活支援員数
	国庫補助	区市町村	社協独自	その他	合 計	
人 数	145人	136人	15人	0人	296人	1,563人

〔対象者別 相談件数〕

(単位：件)

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
実施地区		62	62	62	62	62	62	62
相談等計 (①+②)		214,393	207,352	214,123	228,314	235,185	227,542	245,863
関 ① する 本 もの 事 業 に	116,929	114,375	121,164	123,561	128,311	121,164	122,017	130,875
	18,821	21,221	22,013	24,996	25,616	22,013	26,220	28,654
	50,790	50,138	50,935	54,647	55,563	50,935	56,766	59,307
	12,584	14,545	14,416	16,229	17,303	14,416	14,355	27,027
②その他		6,686	7,073	5,595	8,881	8,392	8,184	9,639

〔各年度末における契約中件数〕

(単位：件)

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計 のべ契約件数 (H11年10月～)
認知症高齢者	2,192 (58.4%)	2,226 (58.0%)	2,302 (57.9%)	2,332 (56.6%)	2,418 (56.4%)	2,327 (55.0%)	2,339 (54.4%)	20,463 (69.1%)
知的障害者	399 (10.6%)	419 (10.9%)	444 (11.2%)	478 (11.6%)	488 (11.4%)	504 (11.9%)	521 (12.1%)	2,233 (7.5%)
精神障害者	857 (22.8%)	878 (22.9%)	890 (22.4%)	966 (23.4%)	1,004 (23.4%)	1,005 (23.8%)	1,025 (23.8%)	4,860 (16.4%)
その他	305 (8.1%)	315 (8.2%)	340 (8.5%)	347 (8.4%)	380 (8.9%)	392 (9.3%)	415 (9.7%)	2,078 (7.0%)
合 計	3,753 (100%)	3,838 (100%)	3,976 (100%)	4,123 (100%)	4,290 (100%)	4,228 (100%)	4,300 (100%)	29,634 (100%)

〔令和6年度における相談・契約件数〕

(単位：件)

	相談件数	新規契約件 数	終了・解約 件数	契約中 件数	契約準備 件数
認知症高齢者	130,875	798	785	2,339	311
知的障害者	28,654	74	56	521	53
精神障害者	59,307	161	143	1,025	105
その他	27,027	89	67	415	59
合 計	245,863	1,122	1,051	4,300	528

※相談件数の合計は、その他問合せ件数を含む合計値。

2 利用援助事業合議体の開催状況

ア 委員会等の開催

事項	日時	会場	主な内容等
a 合議体の開催	R6. 7. 17 17:00～18:00	オンライン	(ア) 地域福祉権利擁護事業の動向について (イ) 令和6年度現地調査の実施方針について
	R6. 12. 25 18:00～20:00	オンライン	(ア) 地域福祉権利擁護事業の上半期実施状況について (イ) 令和6年度現地調査の実施状況について
	R7. 3. 10 18:00～20:00	オンライン	(ア) 東京都における権利擁護関連事業の取組状況について (イ) 利用援助事業合議体の事業の実施状況等について (ウ) 令和7年度事業計画について

3 地域福祉権利擁護事業に係る苦情等への対応

- ・ 苦情の申出に対する助言・調整 4件
- ・ その他、利用者等からの制度への疑義に対する説明など

4 実施社協に対する現地調査等の実施状況

ア 実施社協等に対する現地調査 9 か所

期 日	実 施 地 区
R6. 8. 2	奥多摩町社会福祉協議会
R6. 9. 9	千代田区社会福祉協議会
R6. 9. 11	八丈町社会福祉協議会
R6. 9. 20	清瀬市社会福祉協議会
R6. 10. 17	日の出町社会福祉協議会
R6. 11. 15	墨田区社会福祉協議会
R6. 11. 29	江戸川区社会福祉協議会
R6. 12. 13	羽村市社会福祉協議会
R6. 12. 20	荒川区社会福祉協議会

(各社協等の調査には東社協地域福祉部(地域福祉権利擁護事業事務局)が同席)

イ 東社協地域福祉権利擁護事業事務局に対する状況調査

期 日	会 場
R7. 2. 3	東社協会議室

※ 上記9地区の現地調査を実施して明らかになった課題を東社協事務局に提起し、検討を依頼した。

Ⅲ 苦情解決合議体

一年をふりかえって

苦情解決合議体 委員長

令和6年度は、福祉サービス利用者等からの916件の相談や苦情に対応しました。寄せられた相談や苦情のうち、43件の苦情案件について苦情解決合議体において審議し、事業者に対する調査や改善申入れなどの具体的な調整を行いました。

以下では、令和6年度に当委員会が具体的に調整をして解決を図った苦情案件から、特徴的と思われた点をいくつか紹介します。

第1に、相談対応や委員会での対応が難しい案件が多く見られる点です。相談者は、福祉サービスの利用者が全体の約65%と、前年度より若干割合が減少したものの、変わらず多くを占めています。相談においては、相談者の「誰にも対応してもらえない」「不当な扱いを受けている」という気持ちに寄り添い、事実関係を整理しながら主訴を確認していきますが、具体的な苦情内容が明確になりにくい案件や、すでに身近な区市町村の行政所管部署や苦情対応機関など他機関に相談をしたものの、納得できないといった案件も多くあります。また、全体の約26%を占める利用者の家族からの相談の中にも同様の傾向は見られており、委員会での対応が難しい案件が増えています。

第2に、事業所からの契約やサービス利用に係る手続きや説明が適切に行われていなかったり、支援計画や記録が十分に整備されていなかったりしたことが、苦情につながったと思われる案件がありました。人材不足で多忙を極める中でも、コンプライアンスを守り、利用者に不利益が及ばないように、事業を運営していく必要があります。

第3に、期待するサービスが提供されないことや必要な説明がないことなどについて、事業所に意見や苦情を申し出る利用者に対し、事業所側に真摯に受け止める姿勢がなかったり、対応が不十分と思われる案件が見られる点です。事業所がその都度対応しているにもかかわらず、事業者と利用者の認識に相違があり、そのことが苦情の原因となったと思われる案件も見られますが、中には、意見や苦情を申し出る利用者に対して、事業所側が一方的にサービス停止や退所を通告したのではないかとと思われる案件もありました。

東京都では、令和7年4月1日にカスタマー・ハラスメント防止条例が施行されました。事業者はハラスメントに対しては毅然とした対応をとる必要がある一方、福祉サービスの利用者に対し、それぞれの障害特性もふまえて支援する姿勢や、適切にサービス提供することへの責任が問われています。

以上のように、多様で根の深い苦情案件をひとつひとつ適切に解決するためには、当委員会のような広域の機関だけでは限界があることは明らかなです。今後も都行政や区市町村苦情対応機関をはじめ、地域のさまざまな機関や関係者と連携し、福祉サービスにおける権利擁護の体制づくりに寄与していきたいと考えます。

I 苦情解決合議体の開催状況等

ア 合議体の開催（7回）

期 日	会場	主な内容
R6. 5. 13 16 : 00～ 18 : 00	オンライン会議	(ア) 苦情申出ケースの報告ならびに検討（12 ケース） (イ) 巡回訪問の実施予定について
R6. 7. 2 16 : 00～ 18 : 00	オンライン会議	(ア) 苦情申出ケースの報告ならびに検討（9 ケース） (イ) 巡回訪問の実施予定について
R6. 8. 5 16 : 00～ 18 : 00	オンライン会議	(ア) 苦情申出ケースの報告ならびに検討（10 ケース） (イ) 巡回訪問の実施予定について
R6. 10. 10 16 : 00～ 18 : 00	オンライン会議	(ア) 正副委員長の選任について (イ) 苦情申出ケースの報告ならびに検討（10 ケース） (ウ) 巡回訪問の実施予定について
R6. 12. 5 16 : 00～ 18 : 00	オンライン会議	(ア) 苦情申出ケースの報告ならびに検討（13 ケース） (イ) 巡回訪問の実施予定について
R7. 1. 28 16 : 00～ 18 : 00	オンライン会議	(ア) 苦情申出ケースの報告ならびに検討（10 ケース） (イ) 巡回訪問の実施予定について
R7. 3. 6 16 : 00～ 18 : 00	オンライン会議	(ア) 苦情申出ケースの報告ならびに検討（8 ケース） (イ) 巡回訪問について

イ 苦情解決に向けた調査、助言、改善申入れ、あっせん等

内 容			件 数	
苦情相談	苦情申出	前年度から継続対応 a	1	
		6 年度に新規受付 b	4 7	
		合計件数 a + b	4 8	
		事情調査	2 9	
		事実確認	1 8 5	
		終結件数 c	4 5	
		(内訳)	知事への通知	(0)
			改善の申入れ	(9)
			あっせん	(0)
	その他で終結		(3 6)	
		次年度継続件数 a + b - c	3	
相 談	申出以外の相談	7 7 0		
区市町村に対する支援 （集団指導を除く）			4 0	
事業者に対する支援 （集団指導を除く）			5 2	
その他			7	

ウ 巡回訪問の実施

1 か所:放課後等デイサービス

＊事業所における苦情解決体制等について実態を把握し、助言した。

エ 東京都関係部署等との連携

＊ 必要に応じて随時情報交換等を行った。

2 福祉サービス苦情相談の実施状況

東京都では、「東京都福祉サービス総合支援事業」において、区市町村単位での苦情対応事業を地域福祉権利擁護事業と併せて実施を求めている。そのため、苦情対応のしくみが、〔事業者〕－〔各地区の苦情対応機関〕－〔運営適正化委員会〕の三段階になっており、福祉サービス運営適正化委員会では利用者等からの苦情に直接対応するだけでなく、区市町村における苦情対応への助言等も行っている。

令和6年度は、苦情や相談で817件、区市町村支援・事業者支援の問い合わせ・その他で99件、合計916件の相談を受け付けた。〔表1〕

〔表1〕 令和6年度 苦情に関する相談件数 (単位：件)

		受付方法				合計		
		来所		書面・電話等				
		苦情・相談	区市町村・事業者支援等	苦情・相談	区市町村・事業者支援等	苦情・相談	区市町村・事業者支援等	計
上半期	4月	1	0	85	11	86	11	97
	5月	0	0	78	8	78	8	86
	6月	0	0	96	11	96	11	107
	7月	2	0	70	13	72	13	85
	8月	1	0	70	6	70	6	76
	9月	1	0	49	3	49	3	52
下半期	10月	0	0	60	13	60	13	73
	11月	0	0	46	7	46	7	53
	12月	0	0	46	8	46	8	54
	1月	0	0	49	5	49	5	54
	2月	0	0	77	5	77	5	82
	3月	2	0	86	9	88	9	97
全体		2	0	817	99	817	99	916

苦情は47件（苦情解決合議体への新規申出31件、報告・助言等12件、利用援助事業合議体4件）、前年度からの継続対応が1件あった。これらに対して、事情調査(委員によるもの)を29回、事実確認(事務局によるもの)を185回実施した。

[表2] 苦情申出・相談件数実績の推移

(件)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
① 苦情受付件数	33	29	34	21	22	28	42	42	38	34	47
利用援助事業合議 体件数(内数) (地域福祉権利擁 護事業関連)	9	12	7	8	7	7	7	8	6	6	4
事情調査等回数	62	71	58	77	57	41	109	458	188	197	214
主な 対応 状況	都への通知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	改善申入れ	24	18	12	6	6	4	2	17	11	8
	あっせん	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
② 相談	823	790	1,017	871	968	1,106	1,241	1,161	869	915	770
利用援助事業合議 体件数(内数) (地域福祉権利擁 護事業関連)	87	76	54	42	25	25	13	73	28	28	15
小計 (①+②)	856	819	1,051	892	990	1,134	1,283	1,203	949	949	817
③ 区市町村支援	33	29	24	22	36	25	43	62	35	46	40
④ 事業者支援	60	77	62	74	91	79	63	61	104	60	52
⑤ その他	23	29	8	9	6	8	2	—	10	3	7
小計 (③+④+⑤)	116	135	94	105	133	112	108	123	149	109	99
総計	972	954	1,145	997	1,123	1,246	1,391	1,326	1,056	1,058	916

* 「事情調査等回数」には、地域福祉権利擁護事業の現地調査等を含む。

委員会で対応した「苦情」47件と事務局対応で終了した「相談」等の770件の計817件をサービス分野別に見ると、障害者総合支援法の相談が425件と最も多く、全体の52.0%を占めた。属性については、利用者が534件と最も多く、全体の65.4%を占めた。[表3]

[表3] 苦情等の内訳 (サービス分野×申出人の属性)

(上段/単位: 件)

(下段/構成比%)

	全体	利用者	家族	代理人	職員	その他
全 体	817 100%	534 65.4%	214 26.2%	2 0.2%	40 4.9%	27 3.3%
高齢者福祉	15 1.8%	7	6	1	0	1
介護保険	48 5.9%	11	30	0	4	3
障害者福祉	45 5.5%	37	3	0	3	2
障害者総合支援法	425 52.0%	319	79	1	15	11
児童福祉	105 12.9%	7	82	0	13	3
生活保護	45 5.5%	42	1	0	1	1
その他の福祉	134 16.4%	111	13	0	4	6

3 区市町村福祉サービス等苦情対応機関や福祉サービス事業者等への支援等

① 区市町村福祉サービス等苦情対応機関への支援

ア 区市町村福祉サービス等苦情対応機関への支援

区市町村で対応困難なケースの対応や対応方法の助言等を行った。

イ 区市町村福祉サービス等苦情対応機関事務局基礎職員研修の開催

区市町村苦情対応機関職員向けに、苦情対応の基本を学ぶ研修会を実施した。

期 日	会 場	内 容	参加者
R6. 5. 30	飯田橋セントラルプラザ 12 階会議室	『福祉サービスにおける苦情対応機関の役割』	35 名

ウ 区市町村福祉サービス等苦情対応機関専門研修の開催

区市町村苦情対応機関職員の苦情相談への対応力向上に資する研修会を実施した。

期 日	会 場	内 容	参加者
R6. 9. 3	飯田橋セントラルプラザ 12 階会議室	『精神障害の理解と相談援助の知識を学ぶ』	22 名
R7. 2. 27	飯田橋セントラルプラザ 12 階会議室	『苦情相談対応力向上に向けて～相談対応にかかる難しさの共有と学び合い』	22 名

② 事業所等への支援

ア 事業者における苦情解決のしくみづくりの支援

イ 「東京都における苦情対応のしくみ」の情報提供

ウ 事業者向け研修の実施(研修室と協働)

・録画配信 (R6. 11. 6～12. 25) 受講者 55 名

「事故・苦情対応のリスクマネジメントについて」

エ 区市町村等が行う事業者研修への協力(講師派遣)

・北区社会福祉協議会 福祉施設等苦情対応研修 (R6. 8. 22)

・国分寺市社会福祉協議会 第 2 回権利擁護関係機関連絡会 (R6. 10. 23)

③ その他

ア 東京都国民健康保険団体連合会(国保連)等の関係機関との連携

当委員会が主催する研修に国保連職員が参加。国保連主催の研修に当委員会事務局職員が参加した。

イ 全国会議等への参加

期 日	名称	会場
R6. 5. 24	東京都利用者支援区市町村連絡会	オンライン会議
R7. 2. 28		
R6. 7. 3	令和 6 年度運営適正化委員会事業研究協議会	全社協会議室
R6. 10. 18	令和 6 年度関東甲信越静ブロック運営適正化委員会委員長等連絡会及び相談員連絡会	東社協会議室

ウ 東京都障害者差別解消支援地域協議会への参加

＊地域協議会 1 回

エ 全社協 「福祉サービスの質の向上推進委員会 苦情相談体制・研修部会」 への委員派遣

＊全 3 回

4 都民、関係機関、事業者に対する広報・情報提供

① 福祉サービス運営適正化委員会事業報告の作成及び関係機関への配付

令和 5 年度福祉サービス運営適正化委員会事業報告を作成し、関係機関へ配付した。

② 苦情対応に関する情報提供

苦情対応機関の役割と区市町村苦情対応機関の情報を本会ホームページやポスター等により都民・関係機関等に提供した。

③ 区市町村苦情対応機関一覧の作成・配布

都内の区市町村苦情対応機関の連絡先や対象分野等の情報を収集し、一覧表にまとめて関係機関に配付した。

④ 福祉サービス事業所等における適正な苦情解決のしくみのための広報

事業所掲示用ポスターを作成し、障害および児童福祉関係施設・事業所等に配付した。また、運営適正化委員会案内リーフレットを希望事業所に配付した。

福祉サービス運営適正化委員会 事業報告

(令和6年度)

発行：令和7年7月

福祉サービス運営適正化委員会
(社会福祉法人 東京都社会福祉協議会)

〒101-0062 千代田区神田駿河台 1-8-11
(東京YWCA会館3階 東社協お茶の水事務室内)
TEL: 03 (5283) 7020 FAX: 03 (5283) 6997
E-mail kaiketsu@tcsw.tvac.or.jp